

定 款

一般社団法人日本消火器工業会

住 所 東京都台東区蔵前3丁目15番7号
電話 03-3866-6258

一般社団法人 日本消火器工業会 定款

制定 平成25年4月1日

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人日本消火器工業会という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、火災予防制度の強化促進及び消火器類の開発普及を推進し、火災損害の防止軽減に寄与することを目的とする。

- 2 消火器リサイクルシステムの効率的運用により、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進に寄与する。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 消火器類及びその使用維持の方法及び防火思想の普及宣伝
- (2) 消火器類及び消火・消防技術に関する調査研究
- (3) 研究会、講演会、講習会、展示会等の開催
- (4) 消火器のリサイクル事業の推進
- (5) 機関誌、パンフレット、参考資料および図書の刊行
- (6) 会員の個別検定事務手続きの代行
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

第5条 (法人の構成員)

この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

自社の製造設備による消火器類の製造を業とし、かつ、その製品が国家検定に合格した実績を有する者

(2) 準会員

前号以外の者で、消火器類の製造を業とする者

(3) 賛助会員

消火器類に関係を有する団体及び特に消火器類に関心を有する個人で本会の事業を賛助する者

(4) 名誉会員

消火器類に関する学識経験者及び本会の事業に特別の功労があった者

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第6条（会員の資格の取得）

この法人の会員は、第5条第1項に該当するもので、理事会において承認された者とする。

第7条（経費の負担）

この法人の会員は、社員総会において議決された規定に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 前項の社員総会で定めた額または、各会員の会費等に関する規定を別途設けるものとする。

第8条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条（会員の除名）

会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会の決議に基づき、総会の承認を経て除名その他の処分に付することができる。

第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費の滞納が2か月以上に及び、かつ第2回の催告後、1か月以内に滞納金の全額を履行しないとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人あるいは団体が解散したとき。

第4章 社員総会

第11条（種類と構成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第12条（権限）

総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の上限額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、合併及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条（開催）

定時総会は、毎年1回5月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第14条（招集）

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第15条（議長）

総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

第16条（議決権）

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第17条（議決）

総会の議決は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

第18条（議事録）

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議長の指名する理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第19条（書面表決等）

理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第5章 役員

第20条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上15名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事、1名を常任理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とす

る。

第21条（役員を選任）

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選任する。

第22条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、常務理事及び常任理事は、業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、職務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、本会の会務及び会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対しての事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任については、妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任については、妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

第26条（役員報酬等）

理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第27条（顧問及び参与）

この法人に、任意の役職として2名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の事業に関する重要な事項について理事会の諮問に応じて、意見を述べること
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の顧問及び参与に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

第28条（構成）

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

第30条（招集）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、常任理事あるいは理事のいずれかが理事会を招集する。

第31条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第32条（理事会の議事録）

理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

第33条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第34条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第35条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時社員

総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また従たる事務所に3年間）据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及び、これらに関する数値のうち重要な物を記載した書類

第36条（剰余金の分配の禁止）

剰余金が生じたときは、総会の決議を経て、その額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越しまたは積立金として積み立てるものとする。

- 2 この法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

第37条（定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第38条（解散）

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第39条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

第40条（事務局設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会等

第41条（委員会設置等）

この法人には、第4条の個別事業遂行のため、常設委員会等を設置する。

- 2 委員会の設置は委員会設置規定による。
- 3 その他事業遂行のために必要な委員会等を理事会の承認を得て設置することができる。

第11章 公告の方法

第42条（公告の方法）

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人設立の登記を行ったときは、第33条の規定に関わらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	近藤 勝
業務執行理事	遠山 榮一
同	初田 和弘
同	宮崎 勝美
同	由井 順一